

## 議会改革推進会議第2回会議

1 日 時 令和元年8月20日（水）午後3時30分開会  
午後4時03分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 筱岡貞郎  
委員 五十嵐務、山本 徹、藤井裕久、  
永森直人、川島 国、井加田まり、  
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正

### 4 協議の経過概要

筱岡委員長 それでは、ただいまから第2回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様方にはお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

井加田委員から遅れる旨の連絡がありましたので、お知らせします。

まず、前回の会議で承認いただきました平成30年度議会改革に関する行動計画の進捗状況及び令和元年度行動計画については、会議終了後、直ちに県政記者クラブへの資料提供、県議会ホームページへの掲載、議事堂1階ロビーの閲覧コーナーへの掲出を行いましたので、御報告いたします。

また、今年度の行動計画に基づき、議長のもとに広報編集委員会が設置され、去る8月5日に開催されました第1回委員会において山本委員が委員長に選出されました。

第1回委員会の概要については、後ほど広報編集委員長である山本委員から御報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いい

たします。

それでは、協議に入ります。

協議事項の1、常任委員会のインターネット録画配信についてであります。

元年度行動計画の「2 住民との情報共有の推進」「(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信」で、「常任委員会の録画配信を試行できるよう、委員会の運営について検討する」としております。

具体的には、録画配信の試行に向け、実施する場合の一定のルールについて議論し、既に設備が整備されている大会議室での様子を録画した画像を確認して、課題等を検証、検討するということでもあります。

そこで、これからインターネット録画配信に向けた常任委員会の運営方法について皆様方に御議論いただきたいと思いますが、私のほうで論点を整理した資料を皆様方のお手元に配付しておりますので、事務局から説明させます。

事務局（大木議事課長） 議事課長の大木から説明させていただきます。

資料1「インターネット録画配信に向けた常任委員会の運営方法について」をごらんください。

録画配信の試行を実施する場合のルールをどうするか御議論いただくに当たりまして整理してみました論点について御説明をいたします。

論点の1つ目でありますけれども、昨年の議論でも、報告事項が多いあるいは報告が長いといった御指摘もありましたので、報告事項を厳選してはどうかということでもあります。

参考にも記載いたしましたけれども、経営企画委員会では、平成30年度から、定例的なものは資料配付のみとしまして工夫をされているところであります。

次に、質疑・質問のルールについてのアプローチといたしまして、論点の2つ目でありますけれども、視聴している県民にとってわかりやすい議論とはどういうものかということを考えていく過程の中で何かが見えてくるのではないかということでありまして、例えば、点線の枠の中をごらんいただきたいと思っておりますけれども、1つ目の「・」、本会議を含めまして、質問の重複をなくす、あるいはそういった御議論を踏まえてさらに議論を深めていく。2つ目の「・」、質問に対しまして的確に当局も答弁をするということが、わかりやすい議論あるいは円滑な委員会運営につながるのではないかとということ。

そうだとということであれば、矢印のところになりますけれども、ほぼ現状どおりでありますけれども、こうしたことを前提にしまして、緩やかな事前通告制を採用してはどうかといったような感じでルールを考えることができるのではないかとということであります。

論点の3つ目ではありますが、そうした上で、正副委員長申し合わせ事項であります簡潔な質疑・質問と説明・答弁、委員相互間の均衡といったものを具体化してはどうかということであります。

具体化に当たりましては、例えば費用対効果、生産性向上という視点ですとか、働き方改革という視点ですとか、あるいは議論を深める技法的なアプローチといったことも考えられるのではないかとということで、枠囲みの中に一応記載をしてみました。

こういったような形でちょっと整理をいたしましたので、御説明いたしました。

説明は以上であります。

筱岡委員長 論点については、ただいま大木課長から説明のあったとおりです。

それでは、常任委員会のインターネット録画配信について協議をお願いしたいと思います。各会派の御意見をお聞きします。

では、自民党さん。

山本委員 論点をおまとめいただきまして、ありがとうございました。

報告事項が多い、報告が長いという指摘はもちろんなのかもしれませんが、そうはいったものの、議会の報告事項というのは、議会の報告事項として報告すべきものを当然厳選されて報告されているわけでありますので、インターネット録画配信があるからといって、これに制限を加えるのはどうかというような気もいたします。

どう言ったらいいのか、だらだらと説明するのはもちろん避けられるべきかもしれませんが、そこら辺はよく考慮してやるべきではなかろうかというふうに思います。

あとは、実際の委員の先生からの質問・質疑でありますけれども、一部の先生方の質問の中には、同じ質問の繰り返し、答弁が意に沿わないということで繰り返し答弁を求められたりだとか、答弁の趣旨とは本来関係のないところまでお話が、それもちょっとしたあれならいいんですけど、そのことで長く持論を展開なされたりというようなことでいくと、委員会の質疑全体がだれたような感じになってしまいますので、こういうようなことを、インターネットとはいえ、県民の皆さんにフルに公開して、それはそれでいいのかというような思いを片一方では持ちます。

しかしながら、やっぱり委員会で議員と当局側が率直な議論を闘わせるというのも、これは本会議と違う見どころがあって、これを県民の皆さんに県議会の議論として見ていただくというのも片一方でもとても大事な問題だというふうに感じています。

そういう点からいいますと、一定のルールを設ける必要があるのではないかという思いもいたしますけれども、まずは委員長のほうから繰り返し、簡潔な答弁でありますだとか、意に沿うもの云々かんぬんでありますとかということ徹底してもらって、あるいは委員の皆さんが質問する際には十分に気をつけていただいて質問するというようなことでまずはやってみればどうかというような思いでありますので、そういうことでお願いしたいと思っております。

筱岡委員長 続いて、社民党はいないから共産党さん。

火爪委員 蛇足ですけど、冒頭に、これ、インターネット録画配信が正しいので、中継と録画が同居するのはやめて、録画配信に一本化をしたらいいと思います。まず蛇足です。

私も、自民党から言っていたことはそのとおりだと思います。前回は申し上げましたが、インターネット録画配信をするから、今までの常任委員会の運営や質疑のあり方について、何か形を整えようとか修正をしようとか、そういう議論の入り方はいかななものかと。やっぱりありのままの県議会の常任委員会の論戦を県民に見ていただくと。そして、その中で批判があったり、注文があったり、感想が寄せられたりすればなおいいわけで、私たちも当局もより多くの皆さんに公開をされているということ意識して、よりいい論戦にするように努力をしていくという関係になっていけばいいのではないかと思います。だから、事前にルールを決めるという形で自制をするということはあまり考えなくてもいいのではないかなと思っています。

山本委員からお話があったようなことも、公になっているということではいろんな議論、見直しは今後出ていくのではないかなと思っています。私たちも、県民からより見られているということ意識することによって論戦を磨いていきたいと思っています。全体はそういう立場です。

そういう立場からいったら、資料配付については、私も経営企画委員会に所属をしていました。筱岡委員長が委員長でいらしたので、工夫をされました。適切に説明をするものと資料配付のみで済ませるものというのは大いにあり得る話で、大いに検討をしていけばいいと思います。

それから、2番目ですけど、質問の重複をなくす云々についても、さっき言ったとおりで、重視しているから重ねて質問するのであって、いい答弁が出なかったから重ねて質問するのであって、それは

委員の思いだと思います。

質問に対して的確に答弁するというのは大賛成であります。事前通告制というか、今も大体常任委員会では協力という形で事前通告制になっていて、うまくいっているのではないかと考えています。通告しないこともその場でできるというのもまた常任委員会のおもしろいところでありまして、これでいいのではないかと。

答弁のほうについては、いい答弁ができないので、周辺部分の説明をしてぼかすという答弁というのを極力排していくという意味では、議会側から常に声を発していくというのは大事なのではないかなと考えています。

論点3も同じ立場で見ただけであれば、大体私の意見がわかるのではないかと考えます。

以上です。

筱岡委員長 はい。公明党さん。

吉田委員 一般質問とかそういうものとは違う自由闊達な議論というのが委員会だと思いますので、確かに何かルールを厳格化するようなことは避けたほうがいいんじゃないかなというふうには思います。

だからといって、それに対して、いわゆる何時間もずーっと引きずるような、こういったスタイルにならないような工夫もある程度また必要だと思うので、そこら辺をどういうふうにしていくかなんですね。余りにも長過ぎて、1人は質問を辞退してしまうような状況もこれまたちょっと問題だと思いますし、そこはやっぱり委員長がしっかり交通整理していただくようなスタイルのほうがいいかなという気がするんですけどね。

だから、最初から何か枠をはめてやるというのは、これは山本委員が言われたようなもので、それはあんまりやるべきじゃないと僕は思います。それに悪のりしちゃいかんということ、という意見です。

筱岡委員長 はい。会派・至誠さん。

杉本委員 最初に、論点 1、2、3 というぐあいに取り上げていただきまして、それについては感謝といたしますか、いろいろ努力に敬意を表したいと思います。

それで、論点 1 については、これはやっぱりインターネットになりますと、多くの県民がそれを見るわけですので、当局の報告もある程度大事なことだと思うんです。

ただ、今皆さん述べられましたように、配付資料を全部読むということをしりカッとして、経営企画委員会でもやっておられるようですが、やっぱり半分とか何分の 1 とか、重要なものについては報告してもらって、あとは多少省略するものがあるのもいいと思います。

それから、論点 2 と 3 については、これは共産党の火爪さんの意見と大体同じなんですけど、今、山本委員も言われた、それから吉田委員も言われた意見もやっぱりそうだなというところが多々ありますので、それについてはこうだということは私は言いませんが、大体努力で工夫していけばいいのではないかと思うんです。

ちょっとアバウトな発言だったんですが、以上です。

筱岡委員長 では、ただいまはインターネット録画配信に向けた常任委員会の運営方法について御議論いただきました。

筱岡委員長 執行部の報告について工夫する、録画を視聴する県民にとってわかりやすい議論が重要であるという点では各会派が一致したと思います。

しかしながら、わかりやすい議論、正副委員長申し合わせの具体化に当たっては、自由闊達に執行部とやりとりすることが重要、また簡潔な質疑・質問及び説明・答弁については、各委員の良識に委ねるべきとの意見が出されました。

こうした意見を踏まえますと、わかりやすい議論や正副委員長申し合わせの具体化など、運営に関する一定のルールについては、録画画像の検証、検討の中で改めて議論することとし、まずは各委員

が質疑・質問を行うに当たっては、議会、議員の品位を保持することという程度の緩やかな申し合わせを行い、録画してみるということでいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 御異議がないようでありますので、そういう方向でまずはやってみるということにしたいと思います。

それでは、録画設備のある大会議室で録画を実施し、次回以降のこの会議でその録画を見て問題点等を検証し、常任委員会の運営方法についても検討することといたします。

録画実施に関する詳細につきましては、私に御一任いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、協議事項の２、質問機会のあり方についてであります。

これにつきましては、元年度行動計画の「４ 新たな機能強化の取り組み」「（２）本会議、予算特別委員会における質問・質疑のあり方」で、「質問機会のあり方についての方向性を議論し、所管する協議の場等へ引き継ぐものとする」としております。

皆様のお手元に、資料２「質問回数（議員１人あたり総質問数に対する回数）の変遷について」と記載した資料を配付しております。

事務局から補足があるようですので、お願いします。

事務局（大木議事課長） 資料２につきまして補足をさせていただきたいと思います。

資料２では、平成18年度以降の質問回数、議員１人あたり総質問数に対する回数を記載しておりますけれども、もう少しさかのぼって一応調べてみましたところ、平成11年度には、議員数は45人になりますけれども、自民党が1.86回、社民党が3.25回、日本共産党が4回、公明党が4回、民主党が3回、県民クラブが2.67回という実績がありましたので、口頭にて報告をさせていただきます。

以上であります。

筱岡委員長 相当前にはそういうこともあったようでございます。

それでは、この資料2も参考にさせていただいて、各会派の御意見を  
お聞きします。自民党。

山本委員 各会派にそれぞれ割り振られていると思います。自民党は  
大分我慢していると思います。よろしくお願いします。

筱岡委員長 社民党さん。

井加田委員 電車の遅れで遅刻しましたこと、大変申しわけありませ  
ん。

それで今、質問の機会ということで、回数の変遷ということでお  
示しさせていただいております。

それぞれの議会の議論の中での申し合わせという中身もあったか  
と思いますけれど、やっぱりできるだけ質問の機会をいただきたい  
というのは、議論を活発化するという意味で、議論するというこ  
とは本質だというふうに思いますので、望む人ができるだけ質問の機  
会が増えるような割り当てとか、日程の延長も含めて少しそういう  
ことが議論できればいいのかなと思います。

筱岡委員長 はい。共産党さん。

火爪委員 自民党が我慢しているという発言がありましたので。

調べていただいた追加の報告があったと思うんですね。平成11年  
までは、1人会派であった公明党、日本共産党は4回、定例会ごと  
に質問をしていました。そのときには、自民党会派の1人当たりの  
質問回数は1.86回でした。

私はずっと主張していますように、1人会派というのは、やっぱ  
り質問の機会を、少数会派の意見の尊重ということと同時に、会派  
としての独自の見解を表明する機会が求められているということで、  
基本的には定例会ごとに質問の機会があってしかるべきだと思っ  
ています。

今回、日本共産党は2人になりましたのでいいんですが、1人会  
派の方々については、減ってきているんだという認識をぜひ共有し  
ておきたいなと。手を挙げれば定例会ごとに質問ができたという状

況が、ここ近年、10年ぐらいそうでなくなってきたということについては、議論の前提として押さえておきたいというふうに思っております。

その上で、今、井加田委員がおっしゃったように、手が挙げれば、基本的にその発言をどうやって保障するかということについて運営側は知恵を絞っていくということが必要なんだろうと思っています。

令和元年度の質問回数については了解しております。

筱岡委員長 公明党さん。

吉田委員 私は今回、公明党として3回ということで、これはこれで本当にいいかなというふうに思っております。

筱岡委員長 会派・至誠さん。

杉本委員 「1人会派・無所属」というぐあいが一番下のところになっているんですが、これは会派・至誠の私と無所属の澤崎議員の2人合わせたものだとは認識しておりますが、今までずっと10年間ほど1年に2回だったんですが、今度2.5回ということで少し上乘せしてもらいまして感謝しております。

筱岡委員長 では、各会派から一通り御意見いただきましたが……

山本委員 ちょっといいですか。ごめんなさい。

今、1人でも会派なんだから発言の機会の確保をとということでございました。

今回の質問のあり方、改選後、一般質問を1人ずつ増やして6人の質問になりました。それで、これまでの議論をある程度踏まえた割り振りになっていると思いますので、それについては火爪委員も言われたとおり、杉本委員も言われたとおり、令和元年としてはこれでいいのではないかと全体的にはそう思っております。

ただ、今言われたように、自民党は党としてたくさんおられるんだからという議論については一言だけ申し上げさせていただきたいなと思って挙手したんですけれども、今日的な課題は大変幅広いものもございますし、特に若手の議員の中にはいろんな考えをお持ち

の方もおられる。自民党が全て問題意識を共有してやっているわけではありませんで、それぞれ個人個人で問いただきたい質問、本会議で議論したい課題もたくさんそれぞれある中で2.44回ということになっているので、1人会派のことを聞いてくれというのは、それはよくわかります。議員一人一人が質問の機会をつくってほしいという強い思いは我が会派の中でもあるということだけお伝えをしておきたいというふうに思います。

筱岡委員長 ほか、ないですね。

では、一応まとめとしましては、今ほどの議論の中にもありましたが、今年度から6月、9月、11月の定例会において一般質問を1日6人とし、質問機会を増やしたところであり、資料に示されているとおり、現状の議員定数のもとでは、議員1人当たりの質問回数が各会派ともおおむね過去最大となり、また、会派間のバランスも改善されたのではないかと思いますので、しばらく様子を見ることとし、課題等が出れば、この会議において議論してはいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 異議がないようでありますので、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

富山県議会は、少数会派に配慮し、発言の機会の確保に努めてきました。こうした伝統を大事に、公平公正な議会運営がなされるよう、皆様とともに取り組んでまいりたいと思います。

協議事項はこれで終了しました。

次に、冒頭でも触れましたが、広報編集委員会の設置と第1回委員会の概要について、広報編集委員会の委員長に就任されました山本委員から報告をお願いします。

山本委員 それでは、8月5日に行われました広報編集委員会の概要につきまして、私からかいつまんで御報告させていただきたいと思います。

委員会の冒頭、委員長の互選が行われまして、委員の皆様方の御推挙によりまして、私のような者が務めていいのかと思っておりますけれども、委員長を務めさせていただくことになりました。

せっかく委員長になったわけでありまして、いい広報紙ができるようにまた努めてまいりたいと思いますので、皆さんの御支援、御協力のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

委員会の設置要綱並びに委員名簿につきましては、本日お手元に配付してありますので、御確認のほどよろしくお願いしたいと思います。

今回の委員会では、主に広報紙の発行に関して議論がなされました。大まかに見て2つの点について合意がなされたというふうに認識をいたしておりますが、試行というからには、県議会の理解を深めるという目的に沿って費用対効果の検証をきっちり行うこと、また、そのために、費用が大変かかる問題でもありますので、全戸配布ではなく、地域や部数を絞ってしっかりと後追い調査ができるような体制を整えて試行してみてもどうかという御意見でございましたし、また、いま一つには、広報紙の全体のイメージをつかむために、検討用のものを試し刷りといいますか、たたき台といいますか、ツーパターン作成いたしまして、1つはこれまでである議会だよりとして、定例会における質疑内容や採決結果などを県議会から県民の皆さんにお伝えするという視点でお伝えするものをワンパターンつくってみると。もう1つについては、読み手である県民の視点に立って、例えば世論や世の中で課題になっているものをピックアップして、その課題に沿った質疑についてクローズアップ的に切り口を入れて、県民の皆さんに議会活動をより具体的にわかってもらえるようなものについてツーパターンをつくって、内容等について議論を深めていけばどうかというようなところで、おおむね合意をされたのではないかというように思っております。

議論の背景といいますか全体的な議論の中で、47都道府県中、発

行していないのは6道県しかない。後からやるのだから、しっかりと先行して出しておられるところの議会だよりを検証して出すべきだろうと。費用対効果もしっかりと見て、とにかく周りが出しておるから富山県議会も出すがやといったようなことで、大変大きな経費をかけてやる価値が本当にあるのかというような議会だよりにはならないようにしっかりと検討すべきではないかということで、委員の皆さんの御意見がまとまったように思っております。

火爪委員からは、早く出そうよという御意見もありますけれども、しっかりと議論するものはしていくべきだろうということで、委員会全体の議論であったということをお伝えしたいというふうに思います。

そうはいったものの、なるべく早く試行ができるように、限られた日程の中ですが、広報編集委員会も精力的に開きまして中身を詰めてまいりたいというふうに思っておりますので、委員長の御報告とさせていただきます。

筱岡委員長 はい。広報編集委員会については、ただいま山本委員長から御報告があったとおりですので、御了承願います。

最後に、次回の会議についてですが、9月30日、本会議終了後に開催し、常任委員会運営のルールについての検証・検討、議会報告会の試行方法、その他について議論したいと思います。

皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔「結構です」「いいです」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の議事は終わりましたが、この際、ほかに御意見等はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

筱岡委員長 これをもって第2回議会改革推進会議を閉会いたします。御苦勞さまでした。